

議 事 日 程

- 日程第1 議案第67号 新市建設計画の変更について
- 日程第2 議案第69号 瑞穂市総合計画策定条例の制定について
- 日程第3 議案第70号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第71号 瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第72号 瑞穂市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第73号 瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等が満たすべき基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第74号 瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第75号 瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第76号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第77号 瑞穂市農業集落排水処理施設条例及び瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第78号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第79号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第80号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第81号 瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第82号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第83号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第84号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第85号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第86号 瑞穂市都市下水路条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第87号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第88号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
 日程第22 議案第89号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
 日程第23 議案第91号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
 日程第24 議案第92号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第25 議案第93号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第26 議案第94号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第27 議案第95号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第28 議案第96号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

本日の会議に欠席した議員

15番 広瀬時男

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫

福祉部長	宇野睦子	調整監	白河忠良
環境水道部長	弘岡敏	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員長	松井章治
都市開発課長	鹿野政和	都市管理課長	石谷日出夫
商工農政課長	林良美		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	今木浩靖
--------	------	----	------

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第67号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第67号新市建設計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第69号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第69号瑞穂市総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第70号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第70号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第71号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第71号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第72号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第72号瑞穂市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第73号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第73号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等が満たすべき基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第74号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第74号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第75号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第75号瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） おはようございます。

それでは質疑をさせていただきます。議席番号4番 庄田昭人。

議案第75号瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について。

瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出するといった意見について質問をさせていただきます。また、提案理由の市内の3つのコミュニティセンターという部分の中、また補足説明の中の説明書資料75の2の中においても、導入予定施設について5施設あります。また、その施設にかかわって質問をさせていただきます。

コミュニティセンター、その説明書の中においても、指定管理者制度導入をするためという議案になっております。また、この指定管理者について、今後この施設、5つの施設ですが、その施設に関するこの指定管理者にするのであれば、どのような管理運営をさせるのか。さらに、民の力を活用してという説明がありました。その民の力、そうするのであれば、民間への入札についてはどのようにさせていくのか。また、この指定管理者について、コミュニティセンター3年以内、駐車場及び自転車駐車場は5年以内というような考え方も、もう一度しっかりと説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、お答えする前に、指定管理者制度について少し説明をさせていただきます。

平成15年の6月13日でございますが、地方自治法の一部改正が公布されまして、9月2日に施行がされております。3年を経過した後は、その当時まで管理委託をしていた建物については、直営をするか指定管理者制度を行うかということでございます。私どもは、根尾にあるうすずみ研修センターのみが今現在指定管理者制度になっておりまして、それ以外については直接私どもが管理をし、その一部、窓口の受け付け等については業務委託ということで進めてきました。

その当時まで、自転車駐輪場においては、ほとんどが現場でやっておりました。簡易な修繕

等の伝票切りや、電気代やガス代等も含めて、かなりの業務をお願いしておったわけですが、この地方自治法改正に伴って一部市のほうへ仕事を持ってきたという経過がございます。

また一方、コミュニティセンター3つございますけれども、この3つのコミュニティセンターのうち、北部につきましては私どもの嘱託職員と日々雇用でやっております。その他の2つのコミュニティセンターについては、私どもの嘱託の職員と日々雇用が一人ずつあるんですが、それ以外の業務は施設管理公社をお願いしているということで、実質的にはほとんどが施設管理公社ということで、現場そのものの中では命令系統が私ども、そして館長、そして業務委託のほうの施設長の施設管理公社のほうの長ということで、決して好ましい状況ではないということでございます。

そうした中で、この際新しく公共公社ができるということもありますので、一番現実的に、現場としてはほとんどが指定管理者と同じような状況になっておりますので、きちんとした体制に整えたいということで、この5つに限りまして指定管理者を導入したいというふうに考えております。

民の活用ということでございますが、この地方自治法の改正の中の大きな題目としては、住民サービスの向上と経費の節減ということでございます。そして、民間の活力をとということでございますが、そうした指定管理者制度の中にも、やっぱりいい点と悪い点というのがございます。そういった点で、できる限りいいところは活用しようということで、私どももこの間、地方自治法が改正された中でもどのように運営したらいいかということで進めていきました。

先ほど申しましたように、現場でいかに責任を持って、いかにサービスを効率よくやるかということでは、この5つの施設については、もう既に実際にはできておりますので、私どもきちんと計画を立て、また協定書等を結んで、その結果をみんなでも確認し合い、どのようにしたらより効率的にできるかということも含めてということで、きちんと整理をしたいということで、今回5つの施設に限ってお願いするものでございます。

2つ目に民間の入札もということがございました。自転車駐輪場とか駐車場につきましては、民の導入というものも考えられると思いますので、こうしたものも一度検討をしていくということで、とりあえずはこの施設管理公社にということで、また3月に議案のほうをお願いするわけでございますが、この間もまた一度検討をしていきたいと思っております。

そして、条例のほうは3年、5年ということがございました。自転車駐輪場のほうはかなりノウハウができていますし、先ほどの民ということもありますので、一回任せてしまっただけのように出るかということもあったので、5年という経過にしました。コミュニティセンターについては、将来的にはまた地域のほうでということも考えられますし、実際に指定管理者制度がうまくいくかどうかも含めてということで短く条例のほうはしてございますが、最終的には3月のときにまた議案として出させていただく中に期間が出てきますので、両方の施設、とり

あえず3年でということをお願いすることになるかも知れませんが、そのあたりはまた調整をしたいと思います。条例としてはこのようにして提案をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 再度質問させていただきます。

民間の導入と言われましたので、施設を全て指定管理者にお任せをして、しっかりとした運営をさせるべきではないのか。一部委託のようなものではなく、運営から全てにおいて導入をさせて民の力の中のサービス向上を図ってはいかがではないのかという点と、ただいま言われました、今後は地域への働きかけというような仕組みづくりについては、今からあと3カ月ほどしかないのですが、これはどのようなふうにしていく方向があるのか、またお話しください。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 本来の指定管理者制度ですと、全てを任せて、そして管理運営をしていただくという方向性が一番正しいのかもわかりませんが、今回はどの施設も十分使用料で賄える施設ではございませんので、引き続き使用料等は私どもに入れさせていただきます。そして、電気、ガス、水道、それから人件費、それから簡単な修繕費については、現場のほうへお任せをするということで検討をしております。いろんな業務委託等につきましては、全てを任せて現場でということも考えられるわけですが、こうした業務委託が必ずきちんと管理がされ、点検がされということであればよろしいんですけども、一部の業界等で牛耳られてしまって、きちんとした施設管理ができていないということになってはいかんで、これらについては私どもできちんと確認をしたいということですので、それぞれの庁舎の点検、消防設備とか電気設備、それからエレベーターとか、そうしたものについての基本的なところは市でやっていく予定でございます。ですので、どちらかといいますと、受け付けの業務のあたりに関するソフト的な部分、そして、電気とかガスとか水道、そして人件費と、そんなところを一応今回導入をさせていただいて、皆様の窓口でのサービスをより効率的にできないのかなということを考えております。

校区でという話でございますが、実をいいますと、コミュニティセンターと一言で言いますが、市町村によって随分コミュニティセンターの形態が違います。ですが、多くの自治体ではそのコミュニティセンターという指定管理者先が校区なり連絡協議会なりというところに行っているのも事実でございますので、そうした点で、先般も自治会長会議の理事会のほうをお願いをしたわけですが、校区のまとまりというものを今つくろうとしております。また、12月の自治会長会議でもお話をしたいと思いますし、皆さんにも総務委員会、それから全協ということで、自治会をベースにしながら、やはり校区のまとまりをつくっていかないと、大き

な災害とか、また道路や水路や公園などをつくるにしても、やはり地区・街区で大きな方針をお互いに話し合っていくという状況が、もう大きな市町村は全てその状況になっております。

今後、将来を見据えて、道州制とかいろんなことが出てきた場合には、やはり一番最低限の生活のくくりというのは校区であろうと思いますので、そうした流れをつくっていきたくて思っております。そうした流れができますと、他の市町のように、そうしたコミュニティセンター等についても、地区の皆さんで互いに助け合ってやるという格好にも出てくるかと思いますが、それを少し見込んでみます。そうしたことを考えがてら一度指定管理者制度を導入したいということでございますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 指定管理者制度の導入ということではありますが、その問題点が指摘されております。その中の一つにあるのが、税金で設置された施設が一つの管理者によって私物化されるということの問題視されております。やはり一人の管理者によってその公共施設が私物化をされて、情報漏えい、先ほども言われたように、よい点、悪い点があると言われましたので、その悪い点について、しっかりと行政チェックをしなければならないというような点があるというのはインターネット上でもすぐ出てくるようなところであります。そんな部分について、どのようにお考えなのか。さらに、指定管理者制度を導入するという試算はされたのかということをしっかりと考えなければ、導入してさらに市の財政が困難になる、そんなことも懸念があるのではないのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 指定管理者制度がこうして導入されたわけですが、全国の統計的な数字を見ますと、約7割が市の出資会社なり社会福祉協議会等が受けておるということでございます。それがいいか悪いかというのもちょうと問題があるろうかと思えます。要は、デメリットとしては、経費の縮減がどこまでできるかと、質と量の低下になってしまうということがあすし、建物についても、公募しても公募者がいないということですね。最終的には、民の力をということになりますと、民のほうも収益がなければ事業が進められないと。ですので、当初導入されたころには、サービスをふやしますよ、それから経費を減らしますよというところまで進んできたとは思いますが、やはりいろんな施設によっては収入が非常に多い、またはいろんなイベントをやって何か活用がより一層にできるという施設であればよろしいんですが、そうでない施設になりますと、どうしても経費の縮減についても限界があるということがございます。

また、今一つ言われたように、管理者等によっては私物化されてしまうと。それは絶対あってはならないことでございます。私どもも、これでシルバー人材センター、施設管理公社、公

共サービスと、今回ふれあい公社ということでございますし、こうした団体がやはり市民の税金で雇われている以上、私物化されてはいかんと思いますし、皆さんのきちんとしたチェックも必要だろうと思います。

ある意味では、市が全部やればいいやないかという御意見もあろうかと思いますが、逆に言いますと、非常にまた市が管理するについても現場の状況を全て確認するということでもかなりの人手が要ることも事実でございますので、こうしたことも考えて、どこの市町村も、ある程度はこうした出資会社というのはあるわけでございますが、こうした出資会社で経費はやっぱり下がっていることは事実でございます。1人当たりの時間等の経費を見てもみると、一般の業界に頼むのと、私どもの公社でやっておるのでは、大体時間200円近く違っておるのも事実でございます。

私どもの公社であれば、余りもうけを出すということでは考えにくい部分があります。一般であればもうけを出さざるして事業はできないということがありますので、そのもうけをどこでどういうふうに調整するかということをお考えたときには、なかなか経費の節減というのにも限界が出てきておるというのも事実でございますので、指定管理者制度を導入して、いかに市民の皆さんにサービスを向上し、維持をするかということをお互いに切磋琢磨はする必要があるかと思っております。以上でございます。

〔「導入後のコストは」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） あと試算のほうも、今現在予算書に出ておるのは直接的経費で、実を言いますと、それぞれの施設について職員が張りついて、職員の経費の中で、0.5人分なのか1人分なのかあるのかということでございますが、職員のほうはそれぞれの事業に何人分というふうにはつけてございませぬ。そうした間接的な経費をきちんと出しますと、計算した経費が予算書には出てこようかと思っておりますので、そういう点では、金額そのものについては今試算をしておる状況でございますが、そんなにめちゃくちゃな数字は出てこないとは思っております。以上でございます。

4番（庄田昭人君） ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） よろしゅうございますか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、庄田議員から質問がございましたけれども、重複する部分はちょっと多々ありますので避けます。ただ、結論は庄田議員と私とは全く逆でありまして、公の施設の管理を全面的に指

定管理者に任せるといことはいかなものかということが、この2003年の導入以降も問題意識として持っております。このときには、いわゆる規制緩和ということの流れの一環として、とりわけ経済界は20兆円の市場だと、こういうふうな捉え方をしておるわけでありまして。要するに、国内経済が大変な状況の中で市場をどう創出しておくか、アメリカ等々の競争に勝ち抜いていくための市場をどこにつくり上げていくかということで、経済界が公的市場に目を向けた。そういうことと規制緩和の流れと一体的に捉える視点というものが必要ではないか。何でも民営化すれば、民営化すればという流れのように見えるけれども、実はきちんと財界の狙いがあったということだと思います。

そもそも、この公の施設を自治体が管理するということの意義は、やはりその公共性、さらには公益性、こういうものから管理の適正化をきちんと担保していく、それから管理監督権の発動ができる。というのは、思い起こしてみると、一つの例ですけれども、皆さんも御存じだと思うんですね。ふじみ野市というところでプール事故がありましたね。あれは全国的にテレビで放映をされて、私もあの穴の中に子供が吸い込まれて亡くなられたという事故を見たんですけれども、あれも実は指定管理者がやっていたということだったわけですね。あれをちょっと見てみますと、ふじみ野市委託契約約款の中には、「受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない」ということですよ。委託者との間にきちんと契約をされておったんです。されてなかったんじゃないんですね。されていたにもかかわらず、実際には受託者である太陽管財株式会社は、市に無断で株式会社京明プランニングに再委託を行っておったと。これが事実だったんですね。そのことを市のほうは、契約があるということ信頼して、まさかそんなことはないであろうというふうに考えておった。ところが、事業者のほう一枚上手で、それをいいことにして、逆に勝手に再委託をしておったと、こういうことなんですね。そういう体質が、実はそのプールの安全性というものを担保する基本的な姿勢にも欠けることになったということなんですね。

ですから、この指定管理者制度というのは、今でも経済界が原発をとにかく稼働しろ、稼働しろとかいって一生懸命言っていますけれども、要するに安全性ということじゃなくて、その資本のもうけるための市場をどこに見つけていくかと、こういう視点にあるということをしっかり踏まえていただかなければならぬというふうにまず思います。そのことを申し上げます。

本市の場合は、コミセンにおきましても、先ほど来の答弁の中でも明らかなおりと、行く行くは地域のほうにお任せをしたいというような方向性を持っておるようですから、他の市町の主流のように、株式会社のほうに指定管理者を指定していくというふうな流れではないというふうに理解をしておりますけれども、今申し上げた基本的な観点のところをしっかりと踏まえて

いただきたいというふうに思います。

具体的には、この改正案の中でも、コミセンにしても、防災センターにしても、この業務の範囲のことが書かれておりますけれども、その中で、地域コミュニティー活動の推進に関する業務というのがありますよね。地域のコミュニティー活動の推進に関する業務ということは、これはどういう業務であって、これを指定管理者として指定される人たちが、その条項の内容との絡みで、その能力等々、それはどういうものをやるかということをお聞きしたいとわからぬのですけれども、そのこととの関連についてちょっと教えていただきたいと思うんですね。

あえて言えば、この一番最後のほうに守秘義務のところがあったような気がするんですけども、この守秘義務があるんですけども、要するに、指定管理者というのは地方公務員じゃないですよね。地方公務員じゃないわけですから、その守秘義務を実効的に担保するための手だてというものが具体的にどうなのかということ、これはないですよね。要するに、契約書に書いておるといことであって、さらにそれを担保していくためにどうするか。例えば、地方公務員法でいえば第34条で、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする」ということで、それを踏まえて第5章の罰則で、第60条で「左の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」ということで、この第34条の守秘義務が入っておるんですね。こういう形で担保をしておるんです。ところが、地方公務員でない、いわゆる民間の人たちに対しては、こういう規定の適用はできないんじゃないかということになると、そういうプライバシーの問題だとかを含めて、非常に慎重にならざるを得ない面があると見受けられます。ですから、そういう点についても、ちょっと答弁を求めておきたいとしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず1点目は、安全性をきちんと担保してくださいということだと思います。当然、いろんな事故、事件等がございましたが、最終責任者は市でございますので、今回もいろんな施設の点検等については市のほうで責任を持って、きちっと結果等をチェックするというので、施設そのもののハードの管理はうちのほうできちんと目を配らせていきたいと思っておりますし、そうした点もまた協定書に書き込んでいきたいと思っております。

それから、地域のコミュニティー業務ということでございますが、コミュニティセンターは、当初どうしても皆さんに貸すというイメージがございましたが、やはり本来であれば、一方では地域の皆さんが自由に出入りできる、またはそうした場所でなければならぬということで、今、それぞれのコミュニティセンターでは運営協議会を立ち上げております。そうした会にも出ていただいて、地域の皆さんがいずれはそういうところで自由に出入りができ、いかに活用していただくかということ、そのものの内容に入っていただくということでございまして、実際の地域の公活動そのものをやるわけではございません。うまくその場をもって活用してい

ただけるようにということでございます。

それから、守秘義務等についての御質問でございました。これも議員がおっしゃったとおり、個人情報保護条例、情報公開条例では、それぞれの私どもの出資した法人にもそういうのは行きますよという条文にはなっております。また、協定書等の中にもそうした条文は書いてまいりますけれども、そういうことの疑わしい行為がないように、そうした協定書の中できちんと書き込んで、また指示のほうをしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 西岡さん、よろしゅうございますか。

3番（西岡一成君） ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第76号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第76号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第77号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第77号瑞穂市農業集落排水処理施設条例及び瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第78号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第78号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第79号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第80号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第80号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 失礼します。改革、議席番号2番のくまがいさちこです。

以下、議案第80号、議案第81号、議案第82号と、議案第80号は市長、副市長、議案第81号は教育長、議案第82号は議員の特別職の給与並びに報酬についての議案でございます。この3つの議案につきまして、担当課に2点、市長に1点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、最初の2点ですが、1つ目、資料の提出を求めたいと思います。

それから2点目は、当事者の意見も、審議会の段階ですが、今後ぜひ聞いていただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、大きな3点目ですが、政務活動費も答申の中に盛り込まれておりますので、今後この点を市長はどのように対応していかれるのか、お聞きしたいと思います。

まず1点目からです。

資料の提出を求めたいということです。これは、まちづくり基本条例が施行され、市民・議会で協働、対話をしていく、そういう中で、計画、政策の実施、それから評価などを大いにしていくことという条例に定められております。また、本年1月1日からの議会基本条例の第4章には、市議会及び市の執行機関の責務として市議会の責務、第6条の2、市議会は保有する情報を積極的に市民に公開しなければならないと、こういうのがございますが、私たちは情報を持たなければ自分たちの報酬を上げるという非常に市民の方も賛否両方ある中で、説明を求めることが難しいと。

戻りますが、議会基本条例の中の第8条には重要政策等の説明資料というのがございまして、第8条、「議会は、市長が提案する重要な政策等について、審議等の水準を高める観点から、市長に対し次の各号に掲げる事項について説明資料を求めることができる」と。これが7項目にわたって書かれております。読み上げるのは省略いたしますが、実際の報酬等の審議会、3回ございまして、全て傍聴いたしました。大変充実した審議会だったと思います。過去の特別職員の報酬等の審議会の中でも、非常に活発な密度の濃い、よい審議会だったと思いますが、1つには配付資料が非常に丁寧だったことがございます。

配付資料は9つございまして、こちらはちょっと読み上げさせていただきますが、1．瑞穂市特別職報酬等審議会委員の名簿、2．瑞穂市特別職報酬等審議会条例、3．瑞穂市特別職報酬等審議会運営規則、4．県内市関係取りまとめ資料、5．類似市関係取りまとめ資料、6．非常勤の特別職職員の報酬額一覧表、7．議員政務調査費等一覧表、8．平成24年度地域別最低賃金一覧表、9．特別職及び議会の議員の報酬等の額についての答申と、これだけ大変見やすく細かい資料が出されまして、私も傍聴ながら審議に参加しているような気分になりました。

今の4と5は回収されまして、私も手元に持っておりません。ということで、これから議員の皆様は、これに最終日に賛成するか、反対するか、迷われる方も見えるでしょうし、どちらの態度をとられても、市民にきちんと説明するというのが議会基本条例で求められております。ということで、結果だけ答申に基づいてこれを提案するというのではなく、私たちがよく考え、そして自分の採決の態度、結果を市民の方に説明しやすいような資料をお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。まず1点、お聞きいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） それでは、お答えさせていただきます。

今、くまがい議員さんからの御質問の資料とは、報酬審議会に出しました9つの資料のうち、県内21市の状況というのが、給料だけでなく人口、面積、財政力規模、財政力指数、議員定数、政務活動費などを載せたものになります。また、全国の19の類似市の状況についても資料として提供をさせていただきました。こちらから各市に照会した資料でございますので、そのあた

り精査して資料提供したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今のくまがい議員さんの御質問の中に、当事者の説明を求めたいという御質問がございましたんですが、当事者というのは、その対象となる方のということですかね。

私たちは、審議会に市長があるテーマを諮問するわけですね。その中で、審議の過程で当事者の意見が必要であれば、その審議会がその当事者となる人たちの意見を聞くことについては、そこまでは制限をしておるわけでございません。ですから、審議会が必要とあれば、その当事者が呼ばれて、その内容等説明をするということはあると思います。ただ、今回報酬ということになりますと、その上げてもらう対象者が呼ばれて状況を説明するという事は、ちょっと審議の内容からするとあり得ないことかなという感じはいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 今までは、当事者というのは政策一般的に省かれていました。けれども、今回議案の79号でしょうか、78号ですね、ごめんなさい。この中で、瑞穂市障害者自立支援協議会のメンバーの中で、改正として、ようやく当事者も入れるという改正がなされています。障害者（児）、その家族がようやく入るようになりました。これを昨今は当事者主義と言っておまして、当事者の意見も聞くという流れでございます。

そういう意味からも、市長、副市長、教育長については私はちょっと判断しかねますが、議案第82号の議員に関しましては意見の分かれるところございまして、報酬を上げなくてよい、上げる必要はないという意見もあるでしょうし、絶対上げるべきだと思っている議員もいるかもしれません。もちろん、それは審議会が決定することですが、審議会はそのようなことになっておりませんので、行政からそういうこともできますと積極的に考えれば、そのような助言もできるわけです。その辺は今後です。もうこれは終わっていますので、前回は22年、前々回は平成20年度に審議会がありますので、また数年後にはあるかと思うんですが、今後その辺をどうお考えになれるか、ぜひ積極的に、特に議員報酬に関しましては正反対の意見を聞くと、両方の意見を聞くというようなことを提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、くまがい議員さんが御質問の、他の審議会の内容は、それは審議をするテーマがそれぞれ専門的な観点から必要だということで、その当事者、いわゆる関係者が入っていただいて審議をしていただくというものでございますが、報酬審議会においては、私たちはもらう側からとして、その額が妥当かどうかということをお審議していただくということで市長が諮問をするわけでございまして、その中で、審議会が必要と認められれば、今お

っしゃったような反対の立場の双方から御意見を聴取して、それをその決定の判断の材料とされることはあっても、それは私たちはしかりだと思っておりますが、ただ今回、それは行政が主導するとかそういうことじゃなくて、全く諮問した段階から手を離れておりますので、審議会独自の中で御審議をされて、例えば政務調査費等についても、どのような使われ方をされているのかと、そういったことを、もし必要であれば、議会事務局長なり、あるいは現場の議員さんのお声を聞くということはあるかと思いますが、私たちは、あくまで諮問した時点で私たちの手を離れているという認識を持っておりますので、今後ともそのスタイルは変わらないということで、強制的に執行部のほうから呼んでくださいとか、そういった注文をつける意図はございません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） ただいま副市長さんが、専門的意見を必要とする場合は、その障害（児）者、議案第78号のように当事者を入れる流れになっていると言われましたが、私は、議員報酬の審議を全て傍聴する中で、これは議員の専門的な仕事の内容について意見を聞くという場が必要だなと思いました。審議会の委員の皆さんからは、議員というのは1年に何日ぐらい仕事をするんですかと、これは必ず出ますが、率直な質問が出ました。議会……。

〔「今、議案第80号じゃないか」の声あり〕

2番（くまがいさちこ君） じゃあ、80号のところでもよろしいですか。ちょっとそこは私も迷うんですが、今、答弁がちょっとあったもんですからその流れになってしまいましたが、80号のところというんだったら80号のところですが。私も議員のことについては80号でお聞きしようと思って、頭のところで3号合わせて言ったら御答弁いただいたもんですからその流れになってしまいましたが、80号のところだったらもう1回手を挙げますが、そのほうがよろしいでしょうか。じゃあ、戻します。

〔「議長に任せなさいよ」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、くまがい君に申し上げますが、それでは82号のときに今のことをお願いして、今は80号でございますので、取りやめていただきたいと思っております。

2番（くまがいさちこ君） はい、わかりました。じゃあ、今の質問は済みません、流れでそうなりましたが、82号でいたしますが、80号に返って申し上げますが、資料の提出、向こうの行政に確認してから渡すという意味ですかね、さっきの御答弁は。ちょっとはつきりわかりかねましたので、もう一度お願いします。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 失礼しました。

先ほどのお答えした内容につきましては、こちらから各市のほうに照会をかけておりますの

で、そのあたりについて、ひょっとしたら市の名前を省いてお見せするとか、そういうこともあるということで、ちょっと調べるということをしておりますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 2点疑問ですが、隠す必要があるのかという点と、隠してでも出していただけるのかと。隠した場合は必ず出していただけるんでしょうか、ちょっと確認したいと思いますが。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） そちらの方向で考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2番（くまがいさちこ君） じゃあ結構です。

議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第81号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第81号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第82号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第82号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第83号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第83号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第84号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第84号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第85号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第85号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第86号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第86号瑞穂市都市下水路条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第87号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第87号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第88号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第88号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第89号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第89号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第91号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第23、議案第91号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を

議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第92号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第92号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第93号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第25、議案第93号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第94号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第26、議案第94号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第95号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第27、議案第95号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第96号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第28、議案第96号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

公務員に対する給与を引き下げろという大合唱が、もうずうっとこの間、経済不況が深刻化する中で取り沙汰されておりますけれども、直接的にお聞きしたいのは、まず1つ目は、この55歳からの昇給停止によって、一般行政職として対象は、本市では管理職21名、一般職26名ということであります。これの具体的な影響が、これは55、56、57、58、59、60歳までというふうに55歳の人になっていくわけですが、それぞれ全部含めてどれぐらいの実際影響が出るのか、それから、これは全国的に見るとどれだけの影響になるのかということについて教えていただきたいと思えます。

それから2点目は、基本的に停止ということでありまして、勤務成績が極めて良好、特に良好の場合は昇給は停止をされないというふうになっておりますので、勤務評定そのものについてどう評価するか、その内容の客観性等々考えなければいけない論点もあるわけですが、今申し上げましたその他の一般の職員は、この2つに該当しないと上がらないわけですから、こちら辺のところをどういうふうに考えていったらいいのか、このことについて、まず2点お聞きをしておきたいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの御質問にお答えをいたします。

今年度の人事院勧告は、給料、ボーナスともに改定はなかったわけですが、50歳を超える職員のうち55歳以上については、給与構造改革が平成18年から22年までに5年間あったわけですが、その後、23年、24年度の経過措置終了後においても官民との給与格差があるということから、50歳代後半の給与水準を抑えるための勧告になります。

そこで、瑞穂市の場合になりますが、先ほど申されましたが、47名の対象者のうち約20万ほど、1月から3月の部分に関係してくると思われれます。以上で答弁とさせていただきます。

〔発言する者あり〕

企画部長（森 和之君） 瑞穂市の場合ですが、47名の職員が対象になりまして、約20万ぐらいの金額が1月から3月の間に対象となるというふうに考えております。

〔「全国では」の声あり〕

企画部長（森 和之君） 全国的にはちょっと把握はできておりませんので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 20万ほど影響が出るということですがけれども、間違いありませんね。

一人一人にとっては、結果的には退職金とかそういうことにもはね返ってくる問題だと思いますね。質的にはね。額の多寡の問題はあろうと思いますけれども、これまでに昇給の見合わせとか、逆に言うと、人事院勧告が出て政府がそれを認めないとか、法律でばしっとたたいてしまうとか、さらにはボーナスカット等々もこの間やってきましたよね。だから、論理が政府も矛盾するんですよ、非常に。第三者機関として、つまり公務員労働者の労働基本権が制限されているということに見合わせてつくった人事院勧告、大前提はそっちですよ。やりながら、政府が今度は気に入らなくなってきたらやっぱりそれもたたいていく。そうして、片一方では55歳から今度はまた昇給を停止していくということで、どんどん公務員の権利というものを狭いところへ押し込んでいく、そういう流れがあるだろうというふうに思うんですね。

けれども、一方では、世の中は、来年の4月1日からでしたか、65歳まで働きたいという人については60を超えても働かせると、それをもうやめてくれと言っちゃいけないというようなことが施行されるということでもありますけれども、そういうサイクルと考えるときに、どうも政府に都合のいいところはどんどんやって、納税者のほうの言い分については聞く耳を持たないということになっているような気がするんですけども、そこら辺どうですかね。要するに、働く意欲に関係してくると思うんですよ。小さな額といえば小さな額、けれども、それは本来制度があればもらえた給料ですので、それで生活の足しにするわけですからね。やっぱり職員のやる気に影響すると思うんですよ、はっきり言って。だから、その点はどうですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 西岡さんの御質問にお答えさせていただきます。

西岡議員おっしゃられるように、政府が国家公務員の給与制度を客観的に担保するためにつくってある人事院の勧告制度というのをみずから破棄したような形で、勧告を上回る減額を国家公務員にしているわけですね。それは、私らも疑問を感じるところでございます。

ただ、国家公務員とは別に地方公務員については、現実には国家公務員は7.67%、この人勤の事業所数約1万1,100民間事業所の約47万人の個人別給与と比較をして出した率が、実際はマイナスの0.07%ということで、それだけの差があるんだよと言いながら、実際は国家公務員は未曾有の国難に対処するためということで、平成25年度末までの間、臨時特例として7.67%下回っておるわけですが、地方公務員もそれに準じなさいという通達が来ておりますけれども、現実的には、やっぱり人勤制度を遵守するというので、私たちはやっていないわけなんです。今回についても人勤の勧告の中で、55歳以上については民間と比すると厚遇されているという判定が出されたということですね。これについてどのように取り扱うかということを実際県下の市町村もちゅうちょしたところでございまして、今回、議案も一番最後になって追加上程するような形で出しておるわけですが、県内の市町村も、やはり人勤制度の遵守を勧告しまして、国家公務員法の法律はまだ通っていませんが、一応この1月1日が基準日になっておりますので、導入をして、55歳以上については減額をするということ判断したわけでございます。先ほど申しましたように、1月から3月までの47名の減額分を試算しますと、約20万円ぐらいの減額になるということでございます。

それで、この考え方の中では、やはり人事院勧告制度というのがありまして、私たちはずっとそれでやってきたわけですね。西岡議員も御承知のように、公務員には労働争議権がないわけでございますので、そういった補完措置として勧告制度がある限り、これはやはり慎重に考えるべきだということで今回条例を出させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ちなみに聞いておきますが、ラスパイレスは、今、県下の中で具体的にどこにあるか、ちょっと教えてください。

それと、この資料によりますと、3月改定予定の岐阜市、多治見市を入れて13市、見ると、例えば関市とか抜けているところがありますよね。これは、いつどういうふうにするような動きになっておるんですかね。それもあわせて教えてください。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えさせていただきます。

まず1点目の平成22年における瑞穂市のラスパイレス指数は94.1で、県下42市町村の中で20

番目となっております。ちょうど中ほどにあるということでございます。

もう1点ですが、先ほどの他市の状況ですが、ここに資料のほうに載っておりません。関市とか、その他の市については検討中ということで、見送りも含めて検討しているような状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） いい話を聞きました、最後ね。見送りも含めてと言っていますから。見送りも含めてということは、人事院勧告が出たとしても、自分のところは主体的に判断をするというようなことですよ。というのは、先ほど申し上げたように、奥田副市長も言ったように、ある問題では人勧が出たらそれを認めずに、政府がみずから判断して切り下げたりしておいて、一体、はっきり言って地方分権がどうのこうの、何でも地方でできるようになりましたからどうのこうのなんていうようなことを一方では言っているけれども、片方では、もう全然地方の実態に合わせた施策というものがやられていかない、こういうことだと思うんですよ。ですから、関市などの例が今出ましたけれども、そういう方向を含めて、やっぱり慎重に慎重を重ねて、今ラスパイレスを聞いても42の20でしょう。これは市の中ではどんだけですか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今御質問のラスパイレス指数ですが、市の中では21市あるうち15番目となっております。

議長（藤橋礼治君） よろしゅうございますか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号、議案第69号から議案第89号及び議案第91号から議案第96号までは、会議規則第37条第1項の規定によりまして、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） お諮りをいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午前10時28分